

沖縄国際物流拠点活用推進事業

平成29年度概算決定額 8・2億円（新規）

事業概要・目的

- 沖縄は、東アジアの中心に位置する圧倒的な「地の利」など、国際物流拠点として高い優位性や潜在力を持っており、現在では、那覇空港の国際貨物取扱量が全国4位、那覇港のコンテナ取扱量が全国8位と順調に推移しています。
- しかし、①ものづくり産業が脆弱であることに起因する沖縄県内からの国内外への搬出量の少なさ、②島しょ県という特性に起因する輸送コストの高さといった課題も挙げられています。
- 今後、こうした課題を解決し、沖縄を国際物流拠点として一層活性化していくためには、沖縄をモノの経由地とするだけでなく、同拠点を活用したもののづくり事業の創出等、沖縄の特色を生かした産業の育成が不可欠です。
- このため、本事業では、先進的かつ沖縄の特色を生かしたもののづくり事業及び沖縄で付加価値を付ける物流事業を総合的に支援することにより、沖縄から搬出する製品を増やすことを目指し、沖縄の国際物流拠点の活用を推進することで沖縄の産業の振興に寄与することを目的としています。

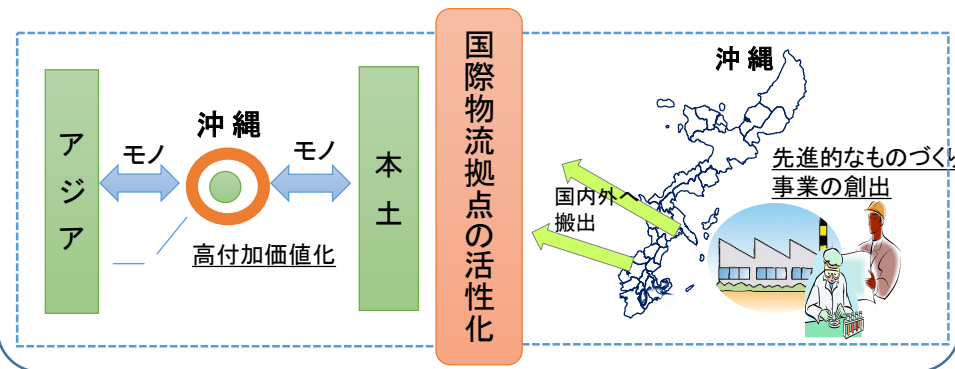
※本事業の実施については、平成29年度予算案の成立が前提となります。

補助対象事業（概要）

- 本事業では国際物流拠点（那覇空港、那覇港、中城湾港新港地区）を活用して製品を県外へ搬出する、先進的かつ沖縄の特色を生かした、ものづくり事業又は沖縄で付加価値を付ける物流事業を対象とします。

（想定例）

- ① ものづくり事業
 - ・ 地理的優位性を活用し、アジア向けの製品を製造
 - ・ ICTを活用して農水産物を生産し県外へ搬出
 - ・ 恒温性に着目し、精密な温度管理が必要な機器を製造
- ② 物流事業
 - ・ 全国の農水産物を沖縄で加工し、アジアへ輸出
 - ・ アジア向け製品の修理拠点



補助率等（案）

- 補助率：2/3（補助上限額2億円）
- 補助期間：1年度限り
- 補助対象経費：
人件費、謝金、旅費、試作品・サービス開発費（原材料費、外注費）
販路開拓費、機械設備費、賃借料、運送費、会議費、事務費
※ 土地の購入や建物の建設費は対象外です。

沖縄国際物流拠点活用推進事業

補助対象事業(案)

ものづくり事業と物流事業で、各々要件があり、すべてを満たす必要があります。

【ものづくり事業】

① 沖縄において先進性があること。

※新規性のある事業。新規性は、提供する製品、提供方法、製造方法など様々な要素を勘案します。

② 沖縄の特色を活かしていること。

※沖縄の地理的優位性、気候条件又は地域資源等を活用。

③ 国際物流拠点を活用すること。

※国際物流拠点(那覇空港、那覇港、中城湾港新港地区)を活用して製品を県外へ搬出することを計画。

【物流事業】

① 沖縄で付加価値を付ける事業であること。

※例えば、

- ①加工、分包、検査、修理等の工程
 - ②物流施設における受発注業務の実施
- など、通常の物流機能に付加的な要素を加えるもの。

② 国際物流拠点を活用すること。

※国際物流拠点(那覇空港、那覇港、中城湾港新港地区)を活用して製品を県外へ搬出することを計画。

審査基準(案)

申請者が左記補助対象事業の要件等を満たしていることを確認するとともに、以下の点を評価します。

① 対象事業としての有効性

※先進性や国際物流拠点の活用度合等、左記事業の要件の充足度合を評価します。

② 目標及び事業内容の妥当性

③ 他の事業者に対するモデル性

④ 事業の成長性・確実性・持続可能性

⑤ 沖縄での雇用増、給与・待遇改善等

留意事項

補助率等、補助対象事業及び審査基準については、現時点での案です。正式な内容については、平成29年4月に内閣府沖縄部局のHPで公表を予定している「公募要領」でお示しします。

問い合わせ先

内閣府政策統括官(沖縄政策担当) 産業振興担当参事官室

電話: 03-6257-1688

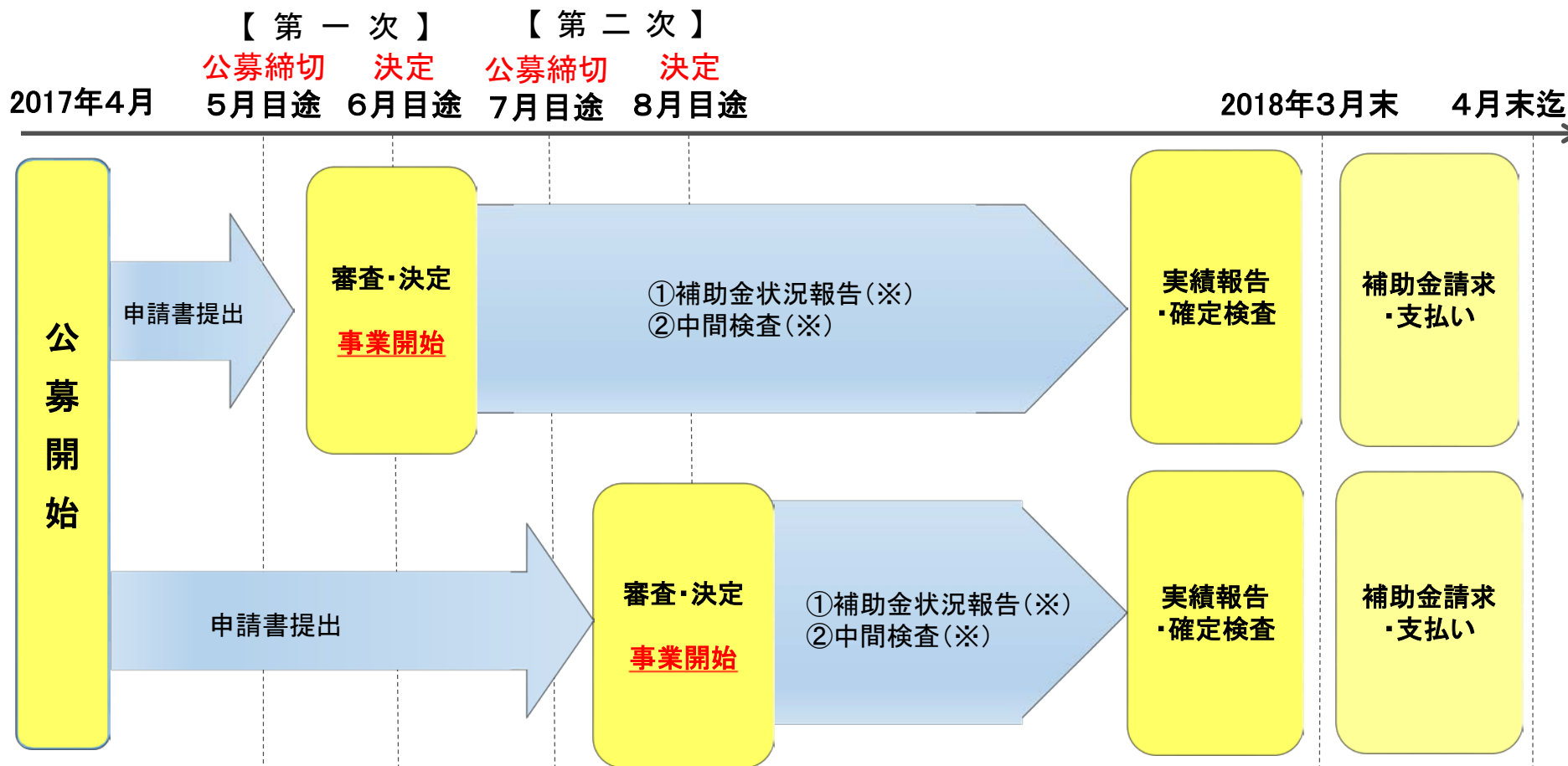
メール: oki_sangyo_shinko@cao.go.jp

沖縄国際物流拠点活用推進事業のスケジュール(案)

○本事業は以下のスケジュールを想定しています。

公募締切は、第一次を5月日途、第二次を7月日途として二段階設けていますが、補助期間はいずれも年度末(3月末)迄となります。

※ 第一次で予算額に達した場合は、第二次において採択しない場合があります。



※必要に応じて沖縄総合事務局から指示。